⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00　27 January 2012
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 14 : 00　9 March 2012 (tenders brought or submitted by mail : 14 : 00　9 March 2012)
⑹　Contact point for tender documentation : Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 5―57 Kitanakadori, Naka-ku, Yokohama-city, Kanagawa-pref 231―8436 Japan TEL 045―211―7413

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年12月22日
支出負担行為担当官
北海道防衛局長　大東　　隆
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　01

○第７号

１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　旭川（23震災関連）庁舎新設等建築工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　北海道旭川市
⑷　工事内容
旭川駐屯地
・庁舎㈀新設
構造：鉄筋コンクリート造５階建て
規模：延べ面積約8,500㎡
・庁舎㈁新設
構造：鉄筋コンクリート造５階建て
規模：延べ面積約8,500㎡
・既設建物解体工事及び付帯施設撤去工事
構造：鉄筋コンクリート造３階建て
規模：延べ面積約5,200㎡・ほか８棟
・地質調査（ボーリングＬ＝14m×８本）、詳細図等作成業務一式
旭川地方協力本部
・地本庁舎増設
構造：鉄筋コンクリート造２階建て
規模：延べ面積約760㎡、車寄せ（鉄骨造）約40㎡共
・地本庁舎改修
構造：鉄筋コンクリート造２階建て
規模：延べ面積約410㎡
改修概要：全面模様替え、耐震改修共
・渡り廊下新設
構造：鉄筋コンクリート造２階建て
規模：延べ面積約６㎡
・門扉、囲障、国旗掲揚塔新設一式
・既設建物解体工事及び付帯施設撤去工事
構造：鉄筋コンクリート造２階建て
規模：延べ面積約220㎡・ほか１棟
・地質調査（ボーリングＬ＝10m×２本）、詳細図等作成業務一式
本工事は、契約後、設計図書に明示した現場条件、部隊要望、要求性能等を基に、調査並びに法手続き等に必要な図面、施工に必要な詳細図及び数量調書の作成を受注者が行い、発注者の承認を経て着手する工事である。
⑸　工期　平成26年３月31日まで
ただし、庁舎㈀、㈁新設及び地本庁舎地区については平成26年１月31日までとする。
⑹　使用する主要な資機材
生コンクリート約18,900㎥、鉄筋約6,100ｔ、鉄骨約７ｔ、板ガラス約11,500㎡
⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事である。
⑻　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
なお、紙入札方式の承諾に関しては北海道防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。
⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

２　競争参加資格
次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成23年12月22日付北海道防衛局長）に示すところにより、装備施設本部長から旭川（23震災関連）庁舎新設等建築工事に係る特定建設工事共同企業体として資格認定通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
⑶　装備施設本部長が算定した建築一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は1,200点以上、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は990点以上であること。
⑷　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成８年度以降に、元請けとして、下記アの工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成８年度以降に、元請けとして、下記イの工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
ア　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の５階建て以上で延べ面積8,000㎡以上の新設建築工事
イ　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ面積3,000㎡以上の新設建築工事
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。
⑸　工事全般の施工計画が適正であること。
⑹　次の基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第26条第３項に該当しない工事の場合については専任を要しない。
ア　単体又は特定建設工事共同企業体の全ての構成員が配置する技術者は、１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
イ　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者が配置する技術者は、平成８年度以降に、⑷アに掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員が配置する技術者は、平成８年度以降に、⑷イに掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
エ　配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。